平３１医務保険第９１６号

令和２年(2020年)２月２８日

各医療機関の管理者 　様

山口県健康福祉部医務保険課長

新型コロナウイルス感染症患者の増加に際しての電話や情報通信機器を用いた

診療や処方箋の取扱いについて

　このことについて、別添のとおり厚生労働省医政局等から通知がありましたのでお知らせします。

なお、これは、「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」（令和２年２月25日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）がとりまとめられたことを踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、慢性疾患等を有する定期受診患者等が継続的な医療・投薬を必要とする場合に、電話や情報通信機器を用いた診療によりファクシミリ等による処方箋情報の送付等の対応が必要なケースがあることから、あらかじめその取扱いに関する留意点をまとめたものです。

医療指導班　藤本

TEL 083-933-2820

FAX 083-933-2939